

内航海運業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年5月14日策定

(令和5年3月3日一部改訂、令和5年3月13日実施)

日本内航海運組合総連合会

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（随時変更）、以下「対処方針」という。）」をはじめとする政府の諸決定¹を踏まえ、内航海運業における新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項について整理したものである。

内航海運業は、国内貨物輸送全体の約4割、産業基礎物資輸送の約8割を担う我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラであることから、対処方針においても、業務の継続が求められている。

このため、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められているところである。

事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の事業の様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努めていただきたい。

また、自らの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、取引先企業、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援に積極的に貢献していくことをお願いしたい。

なお、本ガイドラインは、傘下事業者等（会員事業者、会員団体の会員事業者及びこれらの関係事業者）が行う感染防止対策を想定したものであるが、会員事業者等以外の事業者が行う対策の一助となることも期待する。

¹ ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html

・新型コロナウイルス感染症対策本部、新型コロナウイルス感染症専門家会議資料

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

本ガイドラインの内容は、専門家の知見を得て作成したものであるが、今後も感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

内航海運業者は、海上において乗組員が一定の間、外部から隔離された船内空間に留まり、職住を共にする労働環境の特殊性を十分に考慮し、新型コロナウイルス変異株の特性を踏まえた従業員等の感染防止に努める。また、「三つの密(密集・密閉・密接)」を回避すべく適切な対策を講じる。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、船員関係法令を踏まえ、安全衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- 国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康管理

- 従業員(船舶の乗組員を含む)に対し、出勤前又は乗船前に、発熱や新型コロナウイルス感染症が疑われる症状の有無を確認させ、体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励し、自宅待機の上、経過観察を行う。また、勤務中に具合が悪くなった従業員は、必要に応じて直ちに帰宅・下船させ、自宅待機とする。(抗原簡易キットを活用した検査が可能な場合には、当該検査を実施する。)ただし、乗組員について直ちに下船できない場合は、他の乗組員との接触を避ける等の措置を講じた上で、下船までの間、船内療養の上、経過観察を行う。
- 船舶の乗組員は、一定の間、船内に留まり生活を行うことになることを踏まえ、乗船中においても乗組員の健康状態を定期的にチェックする。また、乗船中の乗組員に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が確

認された場合には、4. 船内で有症者等が発生した場合の具体的な対策に従って対応する。また、直ちに陸上の管理部門に報告するものとし、事前に連絡体制を構築する。

- 発熱や具合が悪く自宅待機・船内療養となった従業員については、医療機関の受診を指示する。
- 上記のほか、出勤時に、体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得、医療機関の受診や自宅等での抗原簡易キットを活用した検査の実施を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員には、厚生労働省の薬事承認した抗原簡易キットを利用できるようにするなど、検査を受けやすい環境を整備する。その際、検査の結果が陽性であった場合は、医療機関の受診等を勧める(65歳未満の重症化リスクの少ない者であって、症状が軽い又は無症状の方は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能。)

(3) 通勤

- 陸上の従業員については、業務の性質上、出勤が必要不可欠な者を除き、時差出勤、ローテーション勤務(就労日や時間帯を複数に分けた勤務)、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。

(4) 勤務

- 従業員に対し、定期的な手洗い又は手指消毒を徹底する。
- 事務所内において(船内は構造上可能な範囲において)、適切な空調設備を活用し、設備・機器の状況に応じて可能であれば、湿度が40%～70%になるよう適切な加湿を行うことを推奨する。

(5) 休憩・休息

屋内休憩スペースについては換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。

(6) 従業員の意識向上

- ▶ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。

(7) その他

- ▶ 必要に応じて、衛生管理責任者（船内においては衛生担当者）と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に協力する。
- ▶ 労働衛生管理等の関連法令上の義務は遵守する。
- ▶ オペレーター及びオーナーは、以上の感染拡大防止策について、適切に連携する。

4. その他

事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は乗組員を含む従業員にマスクの着用を求めることは許容される。

ただし、マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう留意する。

マスク着用の考え方の見直しについては、「マスク着用の考え方の見直し等について」(令和5年2月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を参照する。

(以上)